

日本国政府及びアメリカ合衆国カリフォルニア州との間の 気候変動、再生可能エネルギー、貿易及び投資、自動車、高速鉄道及び水に関する協力覚書

この協力覚書（以下「覚書」という。）は、日本国政府及びアメリカ合衆国カリフォルニア州（以下「両者」という。いずれかを指す場合は「一方」という。）が作成したものである。両者は、気候変動に関する政府間パネル（I P C C）及び21世紀における人類の生活支援システム維持についての科学的共通理解に関する報告書にあるとおり、気候変動の脅威に対する共通の懸念を確認する。このため両者は、気候変動、再生可能エネルギー、貿易及び投資、ゼロ・エミッション車を始めとする自動車、高速鉄道並びに水に関する取組を強化し、調和させる意思を共有する。

項目1 協力分野

平等及び相互利益の原則に基づき、両者は、以下の分野において協力する意思を共有する。

・気候変動

とりわけ、短寿命気候汚染物質及びよりクリーンな貨物輸送を含む気候変動の緩和及び適応に関する対話及び共同事業の推進。

・再生可能エネルギー

とりわけ、エネルギー効率性及び再生可能エネルギー開発に特に焦点を当てた日カリフォルニア間におけるクリーンエネルギー技術の貿易及び開発に関する対話及び共同事業の推進。

・エネルギー貯蔵

とりわけ、より拡大した、可変性及び断続性を有する再生可能エネルギー資源の統合を特に目的とするエネルギー（電力）貯蔵技術に対する協力的な支援及び利用拡大。

・貿易及び投資

とりわけ、産業関連の共同研究開発の促進やビジネス関係の強化、加えてカリフォルニア・イノベーション・ハブ（iHub）、通商に関する訪問団及び官民パートナーシップその他による日カリフォルニアの起業家間の協力円滑化を通じた、クリーンエネルギー分野に関する経済及びビジネス開発の促進を含む。

・ゼロ・エミッション車を始めとする自動車

とりわけ、ベストプラクティス、規制上の必要事項、研究、インセンティブ、その他現在進行している直流急速充電器を含むゼロ・エミッション車の展開を加速するための協力。

・市町村、関連機関、非政府組織、学会及び民間部門との共同事業

2020年までに100万台、2025年までに150万台になるカリフォルニアのゼロ・エミッション車を支えるために必要なインフラを導入するというカリフォルニアの目標を効果的かつ効率的に達成すべく、既存の官民協力パートナーシップを通じたもの。

- ・直流急速充電及び電気自動車の更なる利用の効果実証事業（予定）における協力

カリフォルニアにおける電気自動車の充電インフラの展開を通じたもの。

- ・高速鉄道その他旅客向け鉄道サービス

高速鉄道その他旅客向け鉄道サービスの安全性（地震に関する安全対策を含む）、計画、運行の信頼性、環境との親和性、技術（トンネル掘削を含む）、駅前開発、及び社会経済効果に関する情報やベストプラクティスの交換

- ・水の保全及び管理

水資源の確保、リサイクル、環境保全の強化に関する技術のビジネス開発及び商業化の促進を通じたもの。

- ・その他両者が同意したあらゆる活動

項目 2 協力の形式

協力の形式は、両者が決定したその他の形式と共に、以下を含み得るものとする。

- （１）技術及びインフラの実証事業を含む特定の事業
- （２）政策や事業並びに政策デザイン及び能力開発支援に関する情報や経験の共有
- （３）人事交流及び一方からもう一方への一時的な配置転換
- （４）クリーンでエネルギー効率性の高い、かつ（又は）低炭素の技術に関する共同研究、開発及び展開に関する事業
- （５）シンポジウム、セミナー、ワークショップ、展示会及び研修の共同開催
- （６）多極間コンソーシアムを含め、他の約束及び（又は）イニシアチブへの参加
- （７）イノベーション・ハブ
- （８）大学、非政府組織及び他機関の参画及び支援
- （９）覚書の目的に寄与する、両者とも受入れ可能なその他の協力形式

項目 3 実施

両者は、定期的に、覚書に沿う形で相互利益をもたらす機会となる共通の関心事項について、互いに情報を提供し意見を求める。

覚書の実施に係るフォローアップを行う機関として、日本国政府は経済産業省、環境省、国土交通省及び在サンフランシスコ日本国総領事館、カリフォルニア州はカリフォルニア環境保護庁（CalEPA）、知事付ビジネス経済開発室（Go-Biz）、カリフォルニア運輸省を指定する。これら機関は、覚書の実施に当たり、適当な場合には、日本及びカリフォルニアの機関間が作成した他の約束と調整するとともに、少なくとも毎年１回の対面、ビデオ又は電話による会議を含め、定期会議を開催する。

項目 4
期間、停止、修正

覚書に基づく協力は、両者の署名の日から 2 年間継続するものとし、また両者の書面による同意をもって修正及び（又は）有効期限を延長することができるものとする。

いずれか一方は、他方に書面による通知をした 4 5 日後に覚書に基づく協力を終了することができる。

覚書は、サンフランシスコにおいて 2 0 1 4 年 9 月 5 日に日本語及び英語で署名され、同等の価値を有するものとする。

佐々江賢一郎

日本国 在アメリカ合衆国特命全権大使

エドモンド・G・ブラウン・ジュニア

カリフォルニア州知事